

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 台風・集中豪雨等水害被害に伴う「災害ごみの収集」「防疫作業」 について（お知らせ）

### 1 災害ごみの出し方と集積場所について

浸水被害を受けた場合は、災害ごみとして無料で収集しますので、次の点にご留意のうえ、ごみを出すようにしてください。

- ① 災害ごみが少量の場合は、近くのごみステーションに出してください。
- ② 災害ごみが大量の場合は、近くの空き地又は交通の支障とならない道路端に、なるべく集約して出してください。その際は、環境生活課までご連絡ください。
- ③ 災害ごみは、「普通ごみ」、「粗大ごみ」、「家電」に分けて出してください。またごみであることの表示等をお願いします。
- ④ 個人で幡多クリーンセンターへ災害ごみを持ち込む場合は減免措置がありますので、環境生活課までお問い合わせください。
- ⑤ 事業所のごみは原則収集しません。ただし、事業所からの紙・布・木製製品等については、幡多クリーンセンターにて有料で受け入れします。

### 2 浸水家屋の防疫作業について

- ① 市から被害調査(罹災調査班)を行った後、防疫希望の方の消毒を行っています。
- ② 都合により被害調査担当と会えなかった場合で、消毒を希望される方は、環境生活課までご連絡ください。
- ③ 防疫作業は晴天になり次第、順次行っていきます。

お問い合わせ先

環境生活課 四万十川・環境係

電話 34-6126